

○ 宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）

（所得割の税額控除対象寄附金）

第26条 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号に規定する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの
 - (2) 所得税法第78条第2項第3号に規定する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対するもの
 - (3) 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭のうち、知事又は教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出したもの
 - (4) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する認定特定非営利活動法人等に対するもの
 - (5) 前各号に掲げるものに準ずるものとして規則で定めるもの
- 全部改正〔平成24年条例第1号〕

○ 宮崎県税条例施行規則（昭和30年宮崎県規則第6号）

（条例第26条第5号の規則で定める寄附金）

第44条 条例第26条第5号に規定する規則で定める寄附金は、次に掲げるものとする。

- (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第3号に規定する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有しない学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）であって、県内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置するものに対するもの
 - (2) 所得税法第78条第2項第3号に掲げる寄附金のうち、県内に主たる事務所を有しない社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）であって、県内に同法第2条第1項に規定する社会福祉事業の経営に係る施設を設置するものに対するもの
- 全部改正〔平成24年規則第9号〕